

横浜市立左近山小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月

改訂日 令和8年4月

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめ防止対策推進法は、行為の対象となった児童が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。加えて、いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、関係した児童に対しては「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。（横浜市いじめ防止基本方針より抜粋）

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識のもと、次の基本理念をもって取り組んでいく。

- (1) 学校は、教職員一丸となってだれもが安心して過ごすことができる学校をめざしていく。
- (2) 学校は、いじめを特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があることを発信していく。
- (3) 学校は、子どもたちに自らが主体的に、みんなが安心して過ごすことができる社会や集団を築いていくことを自覚させ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる学校をつくっていく意識を育む。
- (4) 学校は、保護者、地域、関係機関等と連携し、児童の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる学校をめざしていく。そのために学校、保護者、地域、関係諸機関が、それぞれの役割を自覚し、自分事としてとらえ、日頃から主体的にかかわることができる協力体制を築いていく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」（以下、本委員会）の構成員は、以下の通りとする。

- ・ 学校長、副校長、児童支援専任・低・中・高学年サポート、養護教諭、各担当事案の内容に応じて、適宜構成員以外の参加もありうる。

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理、福祉、医療、法律等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・ 本委員会は、「定例会」（月1回）と、「臨時会」（随時）により運営する。
- ・ 「臨時会」は、いじめの疑いがあった段階や場合、または必要に応じて、直ちに開催する。
- ・ 本委員会では、学校長を中心に組織的に対応方針を決定する。
- ・ 本委員会では、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

本委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核的な役割を担うものとし、次の活動を行う。

① 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

② 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のためいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめが起きた背景の把握。支援の方向性の決定及びチームや役割分担の明確化
- ・地域、関係諸機関、教育委員会事務局との連携の決定

③取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

本校では、いじめや暴力事案が多く発生しており、いじめや暴力に対して不安に感じている児童も少なくない。だれもが安心して学校生活を送ることができるように、学校として次のことに取り組んでいく。

① 子どもたちが多くの教職員に見守られていると実感できる学校

教職員がいじめや暴力の根絶に向けて真摯に取り組むことができるように教育委員会事務局や専門家からの研修を受け、高い知識や専門性をもって、だれもが安心して過ごすことができる学校にすることを全教職員の共通目標としていく。また、チーム学校経営を推進することによって、子どもたちが担任だけでなく多くの教職員とかかわることで、子どもたちが多くの教職員に見守られていると実感できる学校をめざしていく。

② 子どもたちが多くの方々に見守られていると実感できる学校

学校運営協議会を中心に、地域や保護者の方々と共にいじめや暴力のない学校をつくっていく具体策を検討し、実践していく。地域や保護者の方々による登下校時の見守りや「学習ボランティア」など、地域学校協働本部を基盤としたネットワークを広げることによって、子どもたちは多くの方々に見守られる安心して過ごすことができる学校をめざしていく。

③ 関係諸機関と連携して子どもたちを育ていく学校

警察署などの関係諸機関によるからいじめや暴力を防止するための未然防止教室を行うなど、法律や心理、福祉などさまざまな関係諸機関と連携し、多くの関係諸機関から子どもたちに講話をしていただく機会を設定し、だれもが安心して過ごすことができるように、いじめや暴力を絶対にしない子どもたちを育ていく。

④ 子どもたちが主体的にいじめや暴力の防止をめざしていく学校

学級活動、児童会活動等、子どもたちが自ら企画運営する経験を意図的・計画的に行う。特に「横浜子ども会議」の内容を反映させた児童会運営を推進する。各クラスでいじめや暴力のない学校にするためにはどうしていくかを話し合い、取組を実践していったり、5、6年生がリードして、学校全体でのいじめや暴力のない、だれもが安心して過ごすことができるようにするための取組を話し合い、全校で取組を実践したりすることによって、子どもたちが自分たちでよりよい学校をつくっていくという意識を高めていく。

⑤ 授業づくり・集団づくりの具体的な取組を推進し、子どもたちが意欲をもって取り組む学校

「わかる」楽しさ、「できる」喜びを実感できる授業が日々行われることは、児童が安心して学校生活を過ご

すためには欠かすことはできない。ユニバーサルデザインの視点で授業デザイン、教室環境デザインに組織的に取り組むことは、だれ一人取り残すことなく、どの子どもも落ち着いた環境のもとで学校生活を送ることにつながる。こうした実践をとおして、子どもたちが意欲をもって、授業や活動に取り組むことができるようにする。

⑥ 人権教育、道徳教育を推進し、子どもたちが互いを認め合う意識を育む学校

福祉体験教室など地域の方々や関係諸機関の協力を得て、体験的学習を充実し、だれもが安心して過ごすことができる社会をめざす子どもを育てる。「社会的スキル横浜プログラム」の有効的実践や道徳学習の推進を図り、子どもたちが互いに認め合うことができる意識を育てる。「たてわり活動」や個別支援学級への理解教室等を軸とした年間人権教育全体計画及び指導計画、道徳全体計画、特別活動全体計画、「豊かな心の育成」推進プランをもとに、教育活動を進める。そのために次の点を大切にす。

- ・児童一人一人の個性が尊重され、力を発揮することで自尊感情を育成する。
- ・学びの基礎・基本を図り、思考力・表現力を育成する。
- ・あらゆる場を通していのちの大切さを実践する力を身に付ける。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって積極的に認知し、支援に結び付けるために、次の取組を実施する。【「年間計画」参照】

- ①いじめの定義を含む、教職員への研修を実施する。
- ②いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり。
 - ・月1回の児童理解研修における情報交換タイムの活用、学年研への専任・カウンセラーの参加
 - ・週1回の学年研でのいじめ防止調査の実施
- ③定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ④定期的な教育相談の実施
- ⑤インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ⑥保護者・地域・関係機関との連携

(3) いじめに対する対応

ア) いじめを受けた児童及び保護者に対して

いじめが起きた際、学校が第一にするべきことはいじめを受けた児童及び保護者の思いをしっかりと聴き、受け止めることである。学校が何よりも優先することは、いじめを受けた児童及び保護者であり、当該児童や保護者が学校は私たちのことをわかってくれたと実感することができるように努めるべきである。そのうえで、学校はいじめを受けて不安な気持ちをもっている児童や保護者に徹底して守っていくことを伝え、学校は守ってくれると実感できるよう、次のことに努めていく。

○ 当該児童及び保護者から詳細な聴き取りを行うこと

いじめの一報が学校に入った時点で、直ちに当該児童及び保護者から事案の詳細を聴き取る。いじめの態様によって、翌登校日に聴き取りを行うのではなく、保護者の了解を得たうえで、家庭訪問をするなどして詳細を聴き取る。

○ 当該児童及び保護者の思いをしっかりと受け止めること

事案の聴き取りの際には、当該児童及び保護者の思いを必ず聞き、受け止めることを全職員で共有する。当該児童や保護者が、学校は聞いてくれた、分かってくれたと実感できるように努めることを大切にする。

○ 当該児童及び保護者へ学校は守るということを伝えること

当該児童や保護者の辛い気持ちや不安を受け止め、学校は当該児童を守っていくことを伝える。辛い思いをしたり不安な思いを抱えたりしている児童や保護者が安心することができるように声をかけることを全職員で徹底する。

イ) いじめを行った児童や保護者に対して

いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめを行った事実が確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてS CやS S Wなど専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その

再発を防止する措置をとる。その際、いじめを行った児童が抱える課題や不安など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて関係機関等と連携して、解決に向けた対応方針を検討し、取り組む。

ウ) 保護者や地域、関係諸機関、教育委員会事務局との連携

○ 学校と保護者は子どもたちの成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見したとき又はその疑いがあると思われるときは、子どもたちの意思や育成を中心にして学校と保護者が連携して対処することを求める。

○ 必要に応じて、学校運営協議会や関係諸機関とも連携して、いじめへの対応を行っていく。具体的には、学校地域協働本部を活用して、保護者や地域の方々に子どもたちの見守りを依頼する。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携して、いじめを止めさせ、再発防止に努める。いじめが犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべき事案は、早期に警察へ相談又は通報する。

○ 横浜市いじめ防止基本方針によると、教育委員会事務局は保護者と学校の間での解決が困難となるときこそ、積極的に保護者や学校を支援するという役割を徹底するとあり、具体的には、教育委員会事務局にいじめ事案への早期対応のための専門チームを配置し、学校だけでは解決が困難な事案を見極め、早い段階で弁護士のアドバイスを受けられる体制を整えるとともに、事案の内容によって、心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援すると明記されている。学校から教育委員会事務局への報告とともに教育委員会事務局がいじめ事案に積極的にかかわり、対応するように求めていく。

エ) いじめが起きた集団（クラスなど）に対して

○ いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができない場合でも、誰かに知らせよう伝える。

○ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○ 道徳等の授業においていじめの定義を学び、話し合うなどして、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりに取り組む。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの解消に至るまで、複数の教職員による定期的な状態の確認（アンケートの活用含む）、報告及び情報交換の実施、児童が相談できる機会、窓口の設定、児童会活動の活性化や学級活動の工夫により、いじめを否定する児童間の風土の形成、授業や行事における自己有用感の醸成など、多角的な取組を行う。

(5) 教職員への研修

児童の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の間関係性を捉えるため、法の確実な運用を行うため等、いじめの防止に関して具体的な意図をもち、次のような研修を実施する。

① いじめの定義・解消の定義の理解、教職員のいじめに対する感度の向上に関する研修

② 児童の心理に寄り添う方法に関する研修（傾聴・Y-P アセスメント・横浜プログラム）

③ いじめについての具体的な対応に関する研修（ケース検討）

④ その他、児童の自己有用感を高め、より親和的な集団を形成するために必要な研修

研修の実施については、専任・教務を中心に外部講師の招聘も含め、年度当初に計画立案を行う。

(6) 学校運営協議会・地域の活用

左近山小学校、左近山中学校、左近山特別支援学校の3校合同で年3回開催する「学校運営協議会」では、学校のいじめに関する現況を伝えるとともに、いじめの防止に関する具体的な取組状況について適宜報告し、参加者より意見を伺う。

(7) 取組の年間計画

月	内 容	
4月	組織の役割の確認 新年度の児童の実態把握・情報収集 いじめの定義・解消に関する研修	入学式 学校説明会 個人面談 懇談会
5・6月	学校の状況・児童の実態の共通理解 生活・いじめアンケート①（記名式）の実施 教育相談① YPアセスメント実施①	学校運営協議会①
7月	学校の状況・児童の実態の共通理解・児童理解 YP支援検討会① 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	
8月 9月 10月	夏季休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解 横浜子ども会議（区での話し合い） いじめ防止研修、人権研修	個人面談 学校運営協議会②
11月 12月	教育相談② 生活・いじめアンケート②（無記名式）の実施 いじめ解決一斉キャンペーン YPアセスメント実施② YP支援検討会②	
1月 2月	新年度引継ぎ資料の作成	学校運営協議会③ 新入生入学説明会での説明
3月	年間の振り返り 新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会〔月1回開催・臨時会あり〕	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条第1号）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）である。

(2) 重大事態への対処

①発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

②調査の準備作業

報告と同時に調査の準備作業に係る情報の集約、及び関係者間における共有、アンケート調査の質問票の作成などを開始する。

③その他

重大事態の意義及び重大事態発生時の対応を教職員が正確に理解すること、また、重大事態の調査は学校と教育委員会が連携して行う必要があることについて、研修などの機会を通して平素から教職員の意識を啓発する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。